

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 4 月 14 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

- 1 ①農林中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）
②農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出第 29 号）
 - ・鈴木農林水産大臣、根本農林水産副大臣、広瀬農林水産大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成一自民、中道、維新、国民、参政、みらい）
 - ・①に対し野中厚君外 5 名（自民、中道、維新、国民、参政、みらい）から提出された附帯決議案について、提出者庄子賢一君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・①に対する附帯決議案について採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成一自民、中道、維新、国民、参政、みらい）
 - ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成一自民、中道、維新、国民、参政、みらい）
 - ・②に対し野中厚君外 5 名（自民、中道、維新、国民、参政、みらい）から提出された附帯決議案について、提出者庄子賢一君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・②に対する附帯決議案について採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成一自民、中道、維新、国民、参政、みらい）
- （参考人）農林中央金庫代表理事専務執行役員 長野真樹君
（質疑者）平沼正二郎君（自民）、渡辺創君（中道）、野間健君（中道）、柏倉祐司君（維新）、長友慎治君（国民）、木下敏之君（参政）、林拓海君（みらい）

（質疑者及び主な質疑事項）

平沼正二郎君（自民）

- (1) 両法律案関係
 - ア 今回の改正を踏まえた農林中央金庫（以下「農林中金」という。）への農林水産大臣の期待
 - イ 今回の改正の中小規模農家への影響
- (2) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案関係
 - ア 農林中金の令和 6（2024）年度の赤字の原因についての農林水産省の分析
 - イ 農林中金を監督する農林水産省において金融機関のモニタリングに関する専門家を育成する必要性
 - ウ 外資関係者を規制しない外部人材登用により農林中金の経営が外資に掌握される懸念に対する農林水産省及び農林中金の認識
- (3) 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案関係
 - ア 農業近代化資金の拡充が農協等の行う農業融資の促進に及ぼす効果
 - イ 貸付上限額の引上げが農業の発展に及ぼす効果

渡辺創君（中道）

- (1) 宮崎県都城市の養豚農場で発生した豚熱に対する農林水産省の現状認識及び基本姿勢
- (2) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案関係
 - ア 令和 6（2024）年度に資本増強が必要となるまでの赤字を発生させた農林中金の状況改善に向けた取組の現状
 - イ 農林中金の前理事長の辞任理由が巨額赤字に対する引責であることの確認

- ウ 農林中金の融資拡大に向けた体制上の課題及び融資拡大は農協等の事業を補完するものであることの確認
- エ 法改正後の農林中金の理事登用及び組織運営の想定
- オ 有識者検証会で指摘された課題の改善に向けた農林中金の取組に対する金融庁の評価
- カ 巨額損失発覚後の農林中金の取組に対する農林水産省の評価
- キ 法改正後の農林中金の農業融資拡大の想定及び金融機関の農業分野への投資の変化についての農林水産大臣の期待

野間健君（中道）

- (1) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案関係
 - ア 農林中金が巨額の含み損発生後損失を確定させるまでに時間を要した理由
 - イ 農林中金の赤字の要因となった組織の体質が改善したかについての長野参考人の認識
 - ウ 農林中金が想定している法改正後の外部理事の人数及び体制
 - エ 海外と比較して営業利益率が低い日本の食品産業等への投融資の拡大と収益改善・与信管理の在り方
 - オ 少ない人員で農業者等に対する投融資を行いつつ、農協等に対する還元の水準を確保することが可能かの確認
- (2) 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案関係
 - ア 新規就農拡大のために農業機械の機能を簡素化し価格を下げる必要性
 - イ 農業近代化資金の償還期限の 20 年への延長と融資期間が都道府県から利子補給を受ける手続の簡素化を行う必要性

柏倉祐司君（維新）

- (1) 農業分野の資金需要の拡大と農地の大規模化の関連性
- (2) 農地の大規模化の推進の方向性
- (3) 日本政策金融公庫のスーパー L 資金との比較における農業近代化資金の強み
- (4) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案により、農林中金の出資手続が緩和される会社の出資先の所在する国・地域及び具体的な業務
- (5) 多くの投資家が撤退している ESG 投資に対する農林中金の取組方針

長友慎治君（国民）

- (1) 両法律の改正により農林漁業の各分野で期待される取組
- (2) 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案関係
 - ア 個人に融資した農業近代化資金が返済不可能となった場合の対応
 - イ 農業近代化資金の貸付上限額の引上げ後も過剰な融資が行われることのないようにする必要性
 - ウ 法人等に融資した農業近代化資金が返済不可能となった場合の対応
- (3) 林業における地ごしらえ及び植栽関係
 - ア 農業や水産業は対象となっている有料職業紹介事業において対象外とされている理由
 - イ 安全教育や労災保険料率の適切な適用に注意しつつ有料職業紹介事業の対象とする必要性
- (4) 農地の集約化関係
 - ア 責任をもって進める主体
 - イ 国及び都道府県が支援を行う際の立場
 - ウ 地域計画のブラッシュアップを行う主体

- エ 農地の大区画化のための畦畔除去に要する費用を負担する主体
- (4) 農林水産大臣が訓示で述べたように農林水産省の職員が中山間地域等の現場に赴くときの経費や休暇の扱い

木下敏之君（参政）

- (1) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案関係
 - ア 農林中金が 2019 年前後のイールドカーブのシフトや 2021 年からの長短金利差の縮小に際して運用方針を見直さなかった理由
 - イ 市況の変化を踏まえ金融庁が行った指導の内容及び農林中金の反応
 - ウ 農林中金の理事会に外部人材を入れるために外国債券の売却を強要したのではないかとの意見に対する農林水産省の見解
 - エ 巨額損失の再発防止策として外部理事の登用を考えた理由
 - オ 外部理事の登用に対する農林中金の会員の反応
 - カ 農林中金が外部理事に期待する役割
 - キ 協同組織である農林中金の意思決定の仕組み等を今回の法改正に合わせて P R する必要性
- (2) 両法律案関係
 - ア 農業分野の資金需要は長期的にはあまり拡大していないのではないかとの意見に対する農林水産省の見解
 - イ 海外で食品事業を行ったり肥料の調達をしたりする日本企業に農林中金が資金提供できる環境を政府が整える必要性

林拓海君（みらい）

- (1) 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案関係
 - ア 政令の貸付上限額が現状同様法律の範囲の上限を下回る額に定められる可能性
 - イ インフレ等の影響で今後更なる貸付上限額上げが必要となる可能性と上げには法改正を要する制度の機動性についての農林水産省の見解
 - ウ 農業物価指数等の指標と貸付上限額を連動させる仕組みの導入に対する農林水産省の見解
- (2) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案関係
 - ア 農林中金の役割が機関投資家から農業融資を行う主体に変わっていくことの確認
 - イ 農林中金が市場運用に長けた外部理事を登用できるようになっても農業融資や農政に精通した人材を責任ある地位に確実に配置することの確認
- (3) 両法律案により日本の農業のどの分野をどのように強化するのかについての農林水産大臣の見解